

社說

新聞紙の發行停止を廢す可しとは論者の多年希望しかる所にして衆議院に於ても幾度か之を議決したれど當局者は常に反対して其希望を實にするを得ざりしに至る。今度の政府は大に言論を自由にするの趣意にて軍事外交の秘密は自から別として通常の政論に付ては制限を加へず論者の論するがましに放任す可しと云ふ事実果して然らば近頃の大英斷と稱す可し左れば政府既に此英斷を以て論者を持つ以上は論者も亦雅量を以て之を迎へ自から制して法外に逸するふとなく以て當局者をして多年彼等の言論自由を唱へたるも偶然に非ざる次第を悟らしむるは自から儀義上の義務なる可きに實際に於て往々然らざるものあるふと遺憾なれ試に昨今の政論を見るに論調其だ高からずして時に或は毒舌を放ち私行を發きて他の名譽を傷けんとするものあり或は罵聲誹謗を逞うして離間中傷を事とするものあり恰も惡少年が長老の束縛を解かれたるを幸として悪戯を恣にするに異ならず心あるもの皆羨望せざるはなまきに非ずと雖も斯くては政論界の風光を害するのみならず亦自から其身の不利なる可しと云ふは他なし凡則を躊躇するものならん其裏情を察すれば想可きもの如く加へられたるものに苦痛を與へずして其ふれを加へたるものみそ却て自から攻撃を招く可ければなり社會の制裁は嚴として犯す可らず論者の深く自から戒む可き所なり更に又一步を進めて政界の事情を窺ふに苟も政敵の施設と云へば善きも惡しきも無差別に非難せんとする同時に他の一方にては一より十に至るまで都て惡しきに云ひ做さんとして遂には自家の曾て主張したる所のものさへ非難せんとするの色あるが如しが奇に非ずして何ぞや政敵をして信用を失はしめんには成る可く其政策の非を鳴らさる可らざれど又其間に多少の餘地を存して與ふ可きは與へ譽可きは譽め假し合ひ敵の手に依て行はるゝとも兎に角に之を英斷として滿足せざるを得ず又責任内閣論の如きも雖て人々の希望する所なれば政府の宣旨も成る可く其意味に解釋して實行を迫るみそ智者の事なれ新くて許す可きは十分みれを許すと共にいよ／＼許す可らざるの大節に臨み全力を擧て大打撃を加へなば議論始めて有力にして或は人を感服せしむるふどもある可しと雖も無差別の攻撃は殆も皆大の無暗に吠ゆるが如く人をして何等の眞理とも認さしむるに足らずいよく監獄の思ひ入らんとする大切の場合に聲を大にして絶叫するも又例の憤慨の聲を見て吠ゆるに今とて聞みるものなきに至る所と此種過に至りて勢いの勢、自から止むを得かして世間の輿論に反し自家の聲で國利民願を端進

する算計として唱へしるども反對黨の手に依て爲まる
が故に害ありとして非難を試みんとするか、恰も已
が手に握りたる梢の枝を切落して身も共に落つるが如
し愚と云はんより事う狂と云ふ可し故に彼の當局者に
賛成する者も主公の一舉一動を譽め靡すと屬從駕の
若駕に於けるが如き見苦しき失態を憤りと共に其之に
反対する者も亦徒に狂犬を學んで識者の笑を買はんよ
りも寧ろ勇らしく譲る可きは譲り假す可きは假しいよ
く譲る可らず又假す可らざるの場合に一步も退かず
全力を盡して争ふ可し斯くの如くすれば政論は喧しけれども亂れず烈しけれども高尚にして始めて君子の
等を見る可し我輩の敢て望む所なり

日清兩國間諭定書

兩國間に協定せし議定書左の如し
議定書

新開通商市港場に日本専有の居留地を置くふどを定し道路管轄及び地方警察の權は日本領事に專属するものとす

蘇杭滬三處通商議辦章程内其の汽船及び駁入又は所有の船隻に關する事は日本と妥協して定むべし之を商定する迄は適用し得べき限は長江章程を施行するものとす

日本政府は清國政府が清國に於て日本臣民の製造せる物品に對し便宜酌量して課稅をなすみとを允すべし但し其稅は清國臣民が納むべき稅に異なるか或は之より多額なるふとを得ず

門渡口等處に日本專有の居留地を設くるみどを允す
べし

國軍隊の之に近づくる者は之を占領するを許すべからざるふとを山東巡撫に電達すべし
右日本文及漢文各二通を作り對照して記名調印し雙方其各一通を孰て證據とす

光緒二十二年九月十三日

臺灣新報社員に語りし所なりと云ふを聞くに曰く予の
南巡は別に意志わるにあらず臺灣が我版土となりし以
來一周年なるも參謀次長の職として未だ高地を踏見せ
ざるは頗る遺憾とする所なれば疾くに巡視を遂がんと

せしも軍國多事の後とて荏苒其意志を果さざりし然るに今回此命を受け遙く全島を巡察し尋で南下して臺灣と居留の關係ある廈門香港等を經、東京、安南、暹羅に至らんとする内、地諸新聞が記する如く臺北フイリップ群島觀察の目的に出でたるものにては無し日本に於ては子の如き一書生の行動は人の目を惹くに足らずと雖も歐洲各國の如きは苟くも公牒次長が遠く外國の

